

「原生自然環境保全地域の管理等についての覚書」

に関する確認事項

環自企 329号

50-232

昭和50年5月15日

環 境 庁

自然保護局企画調整課長



林 野 庁

指導部計画課長



標題の覚書について下記のとおり確認する。

記

1. 環境庁が自然保護取締官を配置するときは、配置の時期、常駐箇所及び管轄区域を、林野庁に通知するものとする。
2. 標題の覚書の記の1でいう「原則として」とは、例外的に自然的社会的諸条件からみて、自然保護取締官の配置が著しく困難な場合には、自然保護取締官を配置しないことがあることを意味するものとする。

3. 境界杭は、耐久性のあるものとし、当該地域が国有林野である場合にあつては、その設置の位置等について、環境庁は林野庁に協議して決定するものとする。

4. 標題の覚書の記の3でいう「円滑に実施できるよう配慮する。」には、原生自然環境保全地域を解除することも含まれるものとする。